

## 町田市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準

### 【根拠法令】

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項

【標準処理期間】 30日 【指定の期限】 指定から5年後の年度末までとする。

### 【審査基準】

市長は、空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関しては、次の各号のいずれにも適合していると認める場合に指定をすることができるものとする。

- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法第24条各号に掲げる業務（以下「24条業務」という。）について、町田市が実施することが困難であると認められること。
- 2 町田市と空家対策の協定を締結し、24条業務相当の業務を行っている法人であること。
- 3 申請の内容が町田市空家対策基本方針に適合するものであること。
- 4 実施しようとする24条業務を適正かつ確実に遂行するために必要な組織体制及び人員体制を有し、かつ、健全な財務状況にあると認められること。
- 5 町田市内に本店又は支店若しくは営業拠点を有すること。
- 6 町田市暴力団排除条例（平成25年3月町田市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団に該当せず、かつ、これと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 7 市税を滞納していないこと。